

環境社会学と法学の協働

山村 恒年
(関西学院大学)

1. 法学と社会学

法は、社会行動規範であると同時に裁判規範である。法律学も社会学も社会行動を対象として扱うことでは共通である。法解釈学では、法と社会行為との適合性しか扱わないのに対して社会学は、社会行動のもたらす諸々のシステムや要因を対象とする。その点法社会学と共通する点がある。法社会学といってもいろいろなアプローチがあるが、最近の議論を見ていると社会学に傾斜しているようにも見られる。それは、法律学から自立したアイデンティティーを持つための独自性を打ち出す結果と言える。社会行動には、個人行動、企業行動、集団行動、行政行動等々があるが、最近では、これらが複合的作用をなし、より問題を複雑化させている。

環境問題を例にとれば、企業行動と行政行動が相互作用して政策化がなされ、その実行手段として法が制定される。しかし、それらは基本的なものに限られ、大部分は行政立法と行政指導等の行政行動に委ねられた上、政策が執行される。それらは環境に対する配慮を欠くため、環境破壊や公害被害をもたらす。それに対して、公害反対運動・公害訴訟、自然保護運動・訴訟が起きてきた。

以上の流れの中で、法の占める役割は極めて限定されていた。基本的な開発支援法制と極めて限定された司法救済立法であった。

このような状況の中で、環境保護の社会運動は法の限界を克服するためにさまざまな形

で展開される。環境権、入浜権、自然享有権というような権利形成運動として、あるいは地方公共団体の環境条例制定運動として、公害被害者団体による救済制度拡充の運動や環境NGOによる立法制定要求として展開されてきた。社会学は、これらの企業・行政行動、住民運動等の社会運動を研究対象としてきた。

その中で法社会学は、法システムや権利論との関係で公害反対運動等の社会行動を研究の対象としてきた。社会学ないし環境社会学は主として社会行動そのものを、希には行政行動をその対象としてきた¹⁾。

他方、環境問題について、全国各地の環境紛争の問題地点をつぶさに調査し、法律的側面からこれを分析し、あるべき方向を提言してきた団体として、地方単位の弁護士会、日本弁護士連合会の公害対策環境保全委員会がある。筆者もそれらの委員、委員長として20数年全国各地の調査・分析を行い、報告書や意見書を作成してきた。これも一種の社会学的活動のひとつと言えよう。

学会と弁護士会の活動の差異は、前者が調査の結果からひとつの理論的方向や位置づけを導き出そうとするのに対し、後者は、問題解決のために現行制度の欠陥を指摘し、改善方策を提言するところにある。弁護士会の環境調査報告書は筆者の所有するものだけでも数十冊に及び、社会的には極めて貴重なものであるが公刊されていないためにその成果

が生かされていない（後述注（6）参照）。

筆者はその経験を生かして、開発法制とその行政システム、環境法制と行政システム及び自然保護に関する運動の関係を分析し、制度の欠陥と問題点、提言をまとめたものを公開した⁽²⁾。

以上述べたように、環境と開発の諸行動において法律が果たしている役割は限定されている。そもそも、そのこと自体、法律による行政の原理から考えて問題であるが、だからこそ環境社会学による研究の必要性があると言える。

また、法社会学や法哲学、国際環境法や環境倫理学もこれらの分野を研究対象としているので、それらと環境社会学との共通性や隣接科学としての協働の必要性の観点から考察してみたい。

2. 環境法と環境社会学

日本の環境法学の歴史は浅い。主として民法の不法行為法の応用的側面として公害被害救済法学として出発した。戦前の公害社会運動として有名なものに足尾銅山鉍毒事件があり、これについては社会科学的な面からも多くの研究がなされてきた。

第二次大戦後の政府の高度成長政策により発生した公害反対運動は、四大公害裁判を初め多くの公害訴訟を展開させた。これらの運動は、一方においては、地方公共団体の公害条例を制定させ、ひいては国の各種の公害規制法や公害救済立法の制定をもたらしした。これらについても法律家による多くの業績がある⁽³⁾。

しかし、そもそも環境破壊をもたらししたのは、企業行動であり、その基盤整備や支援政策を実施してきたのは、政治・行政行動である。とすれば、環境社会学としては、それら

の行動をまず分析し、問題点を指摘する必要があるのではなかろうか。そうでないと環境社会学は政治学や行政学の後始末だけに追われる結果となろう。このことは、環境法についても言えることである。公害規制法にしろ、環境保護法にしろ、開発行政の後始末的性格を持つものであった。それではいけないということで、環境管理法の発想が出てきて、環境基本法が制定され、環境基本計画が策定されたが、それも開発行政をコントロールするまでには至っていない。国土開発や国土利用計画に関する法制も本来広義の環境法に属するものと言える。

農地法、林業基本法、森林法、生産緑地法、港湾法、その他エネルギー・資源法も広義の環境法として扱われなければならない。そうすると、環境法社会学、環境社会学も、これらをめぐる企業や政府行動を含めた社会行動を対象とするものでなければならないと言えよう。しかるに、それらの分野を対象とする社会学は甚だ手薄である。

地球サミットのリオ宣言の主要な理念となった「環境と発展の統合」の考え方からすれば、環境社会学も開発政策と環境保全をめぐる社会システムを統合して考察する必要がある。この点に関しての個別事例の分析として、東北・上越新幹線の建設問題に関する開発過程と住民運動の分析の研究があるが、社会学の分野では数少ないうちのひとつである⁽⁴⁾。

この点については、法学者も制度的な分析に余りかかわってこなかったことにも問題がある。私はかつて、日本の産業政策の各政策決定過程を分析し、いかにそれが非合理的であり、民主主義に反するかについて分析し、その是正のあり方について研究したことがある⁽⁵⁾。あれほど騒がれた長良川河口堰問題に

しても、河川行政過程の詳細な分析は皆無に等しい。ダム建設過程についても同様である。住民の反対運動の側の運動分析だけでは、問題の全体像が見えてこないのである。

エネルギー行政過程についても同様である。

その政策の出発点の政策となる「長期エネルギー需給見通し」が、どのような社会システムの中で策定され、その後のエネルギー政策にどのように影響を及ぼしていくかについては解明されていない。反面、アメリカでのエネルギー政策の立案過程をめぐる社会運動分析の研究報告がされているということは皮肉な現象である。森林行政過程についても同様な問題がある。

これらの環境に影響を及ぼす経済行政過程とそれをめぐる住民運動について、日弁連が人権大会シンポのため数十人の弁護士を毎回動員して調査分析した報告書がほぼ毎年出されている。多くは公刊されないがそのうちのいくつかは公刊されているものもある⁽⁶⁾。

しかし、これらの研究成果は社会学の方では生かされているとは言えない。問題とされるべきなのは、過疎地の自治体における地域活性化のための開発要請と政府の開発政策との関係のメカニズムである。

これは地域経済学では研究されているが、社会学の方では手薄であると考えられる。

政府の開発補助金が自治体やその住民の自立能力を弱めていること、一部の自治体では、政府に頼らず自立して地場の産業や文化を基にして環境と両立する活性化を図り成功していることなどについて、その社会的メカニズムを環境社会学で取り上げるべきであろう。その分析と提言としては、注(6)の沖縄白書の環境を護るための項(筆者執筆)を参照されたい。

3. 法哲学的規範と環境社会学

外国の環境社会学では、「ニューエコロジカルパラダイム」のような環境規範を前提としたものがあるが⁽⁷⁾、日本では、逆に実証的研究のものが多く、規範論との関連性を取り上げることは少ない。しかし、環境をめぐる社会運動は、政府行動にしる、住民運動にしる、さまざまな環境規範を前提として行われているのであるから、それとの関係で分析することが不可欠と言える。

例えば、政府行動は、快樂的国益追求型功利主義に基づくものもあれば、永続可能な発展型、将来世代利益考慮型、南北間の衡平型など権利基底的正義論に基づくものもある。

日本は前者に近く、ヨーロッパでは後者に近い傾向がある。立法制度や司法制度についても同様で、人間中心的なものから自然中心主義的なものまで各種のタイプがある。

法哲学会でも昨年の学会で環境と法哲学の課題をとり上げ、これらについて議論し、筆者も報告をした⁽⁸⁾。

権利論についても、自然中心主義にシフトすれば、環境権から自然享有権へ、さらに自然の権利へと移行することになる。

環境運動についても、公害被害救済運動は人権論であった。その研究は社会学でも多くなされたが、自然保護運動と規範的権利論との関係についての研究は余りなされていない。国際法のレベルでは、世界自然保護憲章が「すべての生命形態は固有のものであり、人間にとって価値があるか否かにかかわらず尊重されるべきである」とし、自然の権利的発想が掲げられている。にもかかわらず、日本では、全国各地で海面埋め立てや干拓、森林破壊を伴う開発が進んでいる。自然の権利派の運動では、アマミノクロウサギやオオヒシクイを原告とする訴訟を提起している⁽⁹⁾。

山村：環境社会学と法学の協働

しかし、これらの自然保護運動の間でもその規範論の考え方の差異による運動論の差異がある。このような点も環境社会学で研究されるべきであろう。

4. 国際環境運動と環境社会学

前にも述べたように、環境保護システムや環境規範に関しては、国際環境法が先行している。「永続可能な発展」「環境と発展の統合」「世代間衡平」の各理念は国際法のレベルで先に確立した。ドイツではこれを受けて、基本法 20 条 a で環境保護を国家目的とする規定をおいた。

日本はこれに及ばないが、環境基本法で人類益と将来世代益を掲げたものの、アメリカやヨーロッパの環境法や政策からは著しく遅れている。国連レベルの意思決定システムでは、NGO の参加が著しく進んでいて国際環境政策に影響を与えている。この国際的な NGO の運動が、国連や各国政府に与えた影響とその役割についての社会学的な研究は、これからの課題と言えよう。これらについては、国際関係論や国際法との協働が必要になろう⁽¹⁰⁾。

注

- (1) 長谷川公一、1996、「環境問題と環境社会学」『法社会学』48：122.
- (2) 山村恒年、1994、『自然保護の法と戦略 第2版』有斐閣.
- (3) 甲斐道太郎、1976、「公害環境問題と法」『マルクス主義法講座』：373ff.；日本弁護士連合会（日弁連）、1987、『危機に立つ公害被害者の人

- 権』（第30回人権大会シンポジウム報告書）.
- (4) 船橋晴俊・長谷川公一ほか、1985、『新幹線公害』有斐閣；船橋・長谷川ほか、1988、『高速文明の地域問題』有斐閣.
- (5) 開発行政過程の不合理性の分析を詳細に行ったものとしては山村恒年、1986、「現代行政過程論の諸問題（1）～（14・完）」『自治研究』58-9,11；59-3,7,11；60-2,7,10；61-2,3,8,12；62-4,11.
- (6) 日弁連の大規模な調査報告としては次のようなものがある。
「海と国民の権利」『瀬戸内海汚染実態調査報告書』（昭和52年3月・約200名以上の弁護士が参加）。「復帰後の沖縄白書」『法律時報増刊』1975年）。「復帰後10年の沖縄白書」（『法律時報増刊』1982年）。これは、沖縄振興開発計画が沖縄の市町村と住民の自立に与えた影響を分析し、自立の方向を提言する。
日弁連人権大会シンポジウムの毎年の報告書としては注(3)のほか次のようなものがある。
「原子力開発と環境保全」（第26回・1983年）
「森林の明日を考える」（第29回・1986年）
「地球環境保全と法的戦略」（第31回・1988年）
「検証・リゾート開発」（第34回・1991年）
「考えてみませんかまちづくり」（第36回・1993年）
「清流をわれらの手に一河川行政のあり方を問う」（第38回・1995年）
- (7) 長谷川、1996：125.
- (8) 山村恒年、1996、「現代環境法の法理学」『法哲学年報』.
- (9) 山村恒年・関根孝道編、1996、『自然の権利』信山社参照。
- (10) 山村恒年、1996、「地球環境をめぐる社会運動」『法社会学』48：106.

(やまむら・つねとし 環境法学)